

災害時における県有建築施設の応急対策に係る協定

山口県（以下「甲」という。）と山口県建築協会（以下「乙」という。）は、山口県の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及びその他事故等が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設のうち、災害対策上速やかな機能の確保及び復旧が必要となる施設並びに山口県営住宅、山口県営改良住宅及び山口県営特定公共賃貸住宅の施設（建築電気設備及び建築機械設備を除く。以下「建築施設」と総称する。）の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応急対策の内容）

第2条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急対策は、次のとおりとする。

- （1）建築施設に関する被害の調査及び点検
- （2）建築施設に関する機能不良箇所の応急復旧工事（使用上支障のない程度に回復させることを指し、本格的な復旧工事は含まない。）
- （3）その他甲が特に必要と認める応急対策

（応急対策の要請）

第3条 甲は、応急対策を乙に要請する場合は、「応急対策要請書」（別紙様式1）により、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合、電話又は口頭により要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）応急対策を必要とする施設の名称及び所在地
- （2）被害の状況
- （3）前条第3号に掲げる応急対策の内容
- （4）現地連絡責任者

（乙の責務）

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けた場合は、直ちに所属会員のうち応急対策に協力する会員（以下「協力会員」という。）による支援体制を確立し、甲の指示に基づいて応急対策を実施するものとする。

- 2 乙は、応急対策の実施にあたり、当該工事の現場に現場代理人、主任技術者を配置する。
- 3 乙は、協力会員の連絡網を毎年6月末日までに、甲に対して報告するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、応急対策が完了したときは、甲に対して応急対策実施報告書（別紙様式2）により、速やかに次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合、電話又は口頭により報告し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- （1）応急対策を実施した施設の名称及び所在地並びに当該応急対策の内容
- （2）協力会員の名称、要した人員及び期間並びに資機材等の種類及び数量等
- （3）工事見積書
- （4）工事図面
- （5）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 第2条第1号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については当該応急対策を実施する乙の協力会員が、同条第2号及び第3号に掲げる応急対策の内容の実施に要する費用については甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用の金額は、災害時の直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（事故等の補償等）

第7条 乙は、応急対策の実施中に乙の協力会員の従事者が負傷又は死亡した場合には、「事故報告書」（別紙様式第3号）により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

2 前項に規定する場合において、損害に対する補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。

（第三者等に対する損害）

第8条 応急対策の実施により、乙の協力会員が甲又は第三者に損害を与えた場合の補償については、乙の協力会員の責任において行うものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

（連絡担当窓口）

第9条 この協定に関して、甲及び乙は、あらかじめそれぞれ連絡担当窓口を定めておくものとする。

（協議）

第10条 この協定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、この協定の締結した日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年10月18日

甲 山口県
山口県知事 村岡 嗣政



乙 山口市中央4丁目5番16号
一般社団法人山口県建築協会
会長 中山 統夫

